

## 渡島総合振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について

令和5年(2023年)2月13日(月)

### <概要>

- 函館市で1月13日に回収された死亡野鳥(ハヤブサ)からA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い、1月14日に環境省が指定した野鳥監視重点区域(回収地点から半径10km以内)は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、2月10日(金)24時に解除\*されました。

※ 環境省では野鳥監視重点区域を指定後、当該死亡野鳥の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除するとしております。

### <道の今後の対応>

- 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。

<本件に関する問い合わせ先>

環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:車田)

TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205